

項目	産業廃棄物収集運搬業の許可取消しについて
配付資料	なし
内容及び報道に当たってのお願い	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>【ポイント】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第14条の3の2の規定により、次のとおり不利益処分を行いましたので、お知らせします。</p> </div> <p>1 被処分者 (1)所在地 北見市美山町南二丁目8番地の25 (2)名称及び代表者の氏名 有限会社ゼロ 代表取締役 伊藤 裕昭</p> <p>2 処分年月日 令和4年(2022年)8月4日(木)</p> <p>3 処分の内容 産業廃棄物収集運搬業の許可取消し</p> <p>4 処分の対象となる許可 産業廃棄物収集運搬業 (1)許可年月日 平成29年(2017年)6月29日 (2)有効年月日 令和4年(2022年)6月28日 (3)許可番号 第00100195972号 (4)事業の範囲 廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む。)。積替保管なし。</p> <p>5 処分の理由 被処分者の役員が、法第7条第5項第4号ハ(禁固以上の刑が確定)に該当し、被処分者は、法第14条第5項第2号ニ(欠格要件)に該当するに至った。 このことにより、知事は、法第14条の3の2第1項第4号の規定で、許可を取り消さなければならないため。</p>
参考	本件の内容は、北海道環境生活部環境保全局循環型社会推進課のホームページ(アドレス https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/sanpai_1/syobun_kouhyou/jyoukyou3.html)上で、処分を行った日から5年間、処分等の概要(処分対象者を含む)について、公表することとしております。
他のクラブとの関係	同時配布 (場所) 道政記者クラブ
担当窓口	オホーツク総合振興局保健環境部環境生活課主幹 酒井 勝浩 電話 0152-41-0763(直通) 